

令和6年度第7回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会

令和6年度化学物質審議会第3回安全対策部会

第249回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

議事要旨

日 時 令和6年11月15日(金)13時30分～14時35分
場 所 厚生労働省内会議室 及び オンライン(ハイブリッド)

議 題

1. 一般化学物質のスクリーニング評価について
2. その他

議 事

会議は公開で行われた。

○議題1について

- 一般化学物質のスクリーニング評価の結果、生態影響の観点から2物質が優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた。人健康影響の観点から優先評価化学物質として指定することが適当であるとされた物質はなかった。詳細は以下の通り。
 1. 優先度「高」として1物質が新たに優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた。
 2. 優先度「中」であるが、専門家の詳細評価によるスクリーニング評価の結果、優先評価化学物質として指定することが適当とされた物質はなかった。
 3. 優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価の結果、1物質が再び優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた。
- 優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質の評価結果については別添を参照。

○議題2について

- 特段なし。

別 添

優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質一覧（令和6年11月15日）

	評価単位		人健康影響※ ¹			生態影響※ ¹			専門家による詳細評価を踏まえ優先評価化学物質に指定（判断基準）	人健康影響の観点から優先評価化学物質に指定	生態影響の観点から優先評価化学物質に指定
	名称		暴露クラス	有害性クラス	優先度	暴露クラス	有害性クラス	優先度			
優先度「高」として優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質											
【CAS登録番号】 9004-96-0	α-ヒドロ-ω-(オレオイルオキシ)ポリ(オキシエチレン)					4	1	高			○
優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のうち、再び優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質											
【優先評価化学物質時の通し番号】 142※ ²	チオシアン酸銅(I)					4	1	高			○

※1: 指定根拠となる観点のみ暴露クラス、有害性クラス、優先度を記載。

※2: 令和4年3月31日に優先評価化学物質の指定取消しが行われた。